

令和3年度福井地方労働審議会 第1回家内労働部会

日時：令和3年12月13日(月)

午後1時30分～

場所：福井労働局会議室(14階)

会 議 次 第

1 開 会

2 福井労働局労働基準部長挨拶

3 議 題

- (1) 家内労働部会運営規程について
- (2) 福井県の家内労働の現状及び福井県衣服製造業、眼鏡製造業最低工賃の改正の経過等について
- (3) 福井県衣服製造業工賃等実態調査結果及び福井県眼鏡製造業工賃等実態調査について
- (4) 福井県衣服製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について
- (5) 福井県眼鏡製造業最低工賃の改正決定の必要性の有無について
- (6) その他

4 閉 会

令和3年度福井地方労働審議会
第1回家内労働部会資料
(令和3年12月13日)

No.	資 料 名	ページ
1	第11期 福井地方労働審議会 家内労働部会委員名簿	1
2	福井地方労働審議会家内労働部会 運営規程	3
3	-1 福井地方労働審議会 運営規程(改正案) -2 地方労働審議会令 -3 厚生労働省組織令(抜粋)	5 9 11
4	業種別家内労働従事者数 (家内労働者数、補助者数)、委託者数及び代理人数	15
5	福井県における委託者数及び家内労働者数の推移	17
6	年度別最低工賃改定状況(S62～)	19
7	福井県衣服製造業最低工賃改正状況	21
8	福井県衣服製造業最低工賃の改正の推移及び引上率(平成11年度以降)	23
9	福井県眼鏡製造業最低工賃の改正の推移及び引上率(平成9年度以降)	25
10	リーフレット「福井県衣服製造業最低工賃が改正されました」	27
11	リーフレット「福井県眼鏡製造業最低工賃改正のお知らせ」	29
12	福井県最低賃金の推移	31
13	福井県鉱工業指数(令和3年9月分)	33
14	福井県内経済情勢(令和3年10月分)	43
15	福井県内の法人企業景気予測調査(令和3年7-9月期調査)	55
16	雇用失業情勢(令和3年10月分)	65
17	令和3年度 福井県衣服製造業工賃等実態調査結果	【別冊】
18	令和3年度 福井県眼鏡製造業工賃等実態調査結果	【別冊】

第11期 福井地方労働審議会
家内労働部会委員名簿

区 分	委員又は 臨時委員の区 別	氏 名	現 職	備 考
公益代表	本審委員	タカ 田中 シンヒロ 禎浩	株式会社福井新聞社 論説委員長	新任
	臨時委員	ヒロセ 廣瀬 ヒロユキ 廣幸	廣瀬社会保険労務士事務所 社会保険労務士	再任
	臨時委員	ミネカネ 峯金 カツヤ 克弥	九頭竜法律事務所 弁護士	再任
家内労働者代表	臨時委員	ツ 津野 タダシ 忠司	UAゼンセン福井県支部 次長	新任
	臨時委員	タマガワ 玉川 タダハル 忠春	日本労働組合総連合会 福井県連合会 副事務局長 同福井丹南地域協議会 事務局長	再任
	臨時委員	ミヤゴウ 宮郷 ハナコ 華子	家内労働者	再任
委託者代表	臨時委員	キムラ 木村 シゲル 茂	(有)アラモード木村 代表取締役 福井県縫製産業協同組合 副理事長	再任
	臨時委員	コドウ 近藤 ショウ 史佳男	福井県中小企業団体中央会 事務局長心得総務担当部長	再任
	臨時委員	ミズシマ 水島 モトヒロ 基博	水島眼鏡(株) 代表取締役 福井県眼鏡工業組合 副理事長	再任

福井地方労働審議会
家内労働部会運営規程

第1条 福井地方労働審議会家内労働部会（以下「部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び福井地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 部会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

第3条 部会の会議（以下単に「会議」という。）は、福井労働局長及び福井地方労働審議会長（以下「会長」という。）の請求があったとき、部会長が必要であると認めるとき又は委員等の3分の1から請求があったときに部会長が招集する。

第4条 福井労働局長、会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

第5条 部会長は会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

第6条 部会長は、部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、会長に報告しなければならない。

第7条 部会の庶務は、福井労働局労働基準部賃金室において処理する。

第8条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成14年5月31日から施行する。

福井地方労働審議会運営規程（改正案）

第1条 福井地方労働審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、福井労働局長（以下「労働局長」という。）の請求があったとき、審議会会長（以下「会長」という。）が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が召集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の召集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の召集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を召集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

第3条 委員は、会長が必要と認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。議事録には会長及び会長の

指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

一 労働災害防止部会

二 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員は、審議会令第4条第4項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再選を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成 13 年 10 月 24 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 11 月 24 日から施行する。

政令第320号

地方労働審議会令

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の規定に基づき、この政令を制定する。

（名称）

第1条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

（組織）

第2条 審議会は、委員18名で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（委員等の任命）

第3条 委員は、労働者（家内労働法（昭和45年法律第60号）第2条第2項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第3項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

3 臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

4 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

（委員の任期等）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。

4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了した

ときは、解任されるものとする。

6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。

4 第2項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

5 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

6 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

7 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

8 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第7条 家内労働法第21条第1項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第5項から第8項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第8条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の3分の2以上又は労

働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

（雑則）

第10条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成13年10月1日から施行する。

政令第252号

厚生労働省組織令（抜粋）

（地方労働審議会）

第156条の2 都道府県労働局に、地方労働審議会を置く。

2 地方労働審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県労働局長の諮問に応じて労働基準法、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）、労働安全衛生法、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号。第44条、第45条及び第47条の規定に限る。）、港湾労働法（昭和63年法律第40号）及び家内労働法の施行並びに公共職業安定所の業務に関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、都道府県労働局長又は関係行政機関（家内労働法の施行に関する重要事項にあつては、都道府県労働局長）に意見を述べること。

三 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法、地域雇用開発促進法及び家内労働法の規定によりその権限に属された事項を処理すること。

3 厚生労働大臣が指定する都道府県労働局に置かれる地方労働審議会は、前項に定めるもののほか、関係都道府県労働局長の諮問に応じて同項第一号に掲げる重要事項のうち港湾労働法の施行に関するものであつて二以上の都道府県の区域の一部をその区域とする港湾に係るものについて調査審議し、かつ、関係都道府県労働局長又は関係行政機関に意見を述べることができる。

4 前二項に定めるもののほか、地方労働審議会に関し必要な事項については、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）の定めるところによる。

業種別家内労働従事者数（家内労働者数、補助者数、委託者数及び代理人数）

令和3年10月1日現在（単位：人）

令和3年10月1日現在（単位：人）

産業分類番号 (中分類)	業種	家内労働従事者数（総数）								委託者 数	代理 人数
		総計	家内労働者数		補助者数						
			計	男	女	計	男	女			
合 計		1866	1841	236	1605	25	15	10	175	21	
E9, 10	食料品製造業	89	89	13	76	0	0	0	4	0	
E11	繊維工業	708	701	58	643	7	2	5	77	20	
E12, 13	木材・木製品、家具・装備品製造業	2	2	0	2	0	0	0	1	0	
E14	紙・紙加工品製造業	22	21	2	19	1	1	0	6	0	
E15, G41	印刷・同関連及び出版業	110	109	6	103	1	0	1	6	0	
E24	金属製品製造業	6	6	0	6	0	0	0	1	0	
E28	電子部品・デバイス製造業	89	89	11	78	0	0	0	9	0	
E29	電気機械器具製造業	158	157	45	112	1	0	1	8	1	
E16, 22, 23, 25, 26, 27, 31	機械器具等製造業	80	80	9	71	0	0	0	6	0	
E18, 32 その他	その他の製造業	602	587	92	495	15	12	3	57	0	

(資料出所：令和3年度家内労働従事者調査)

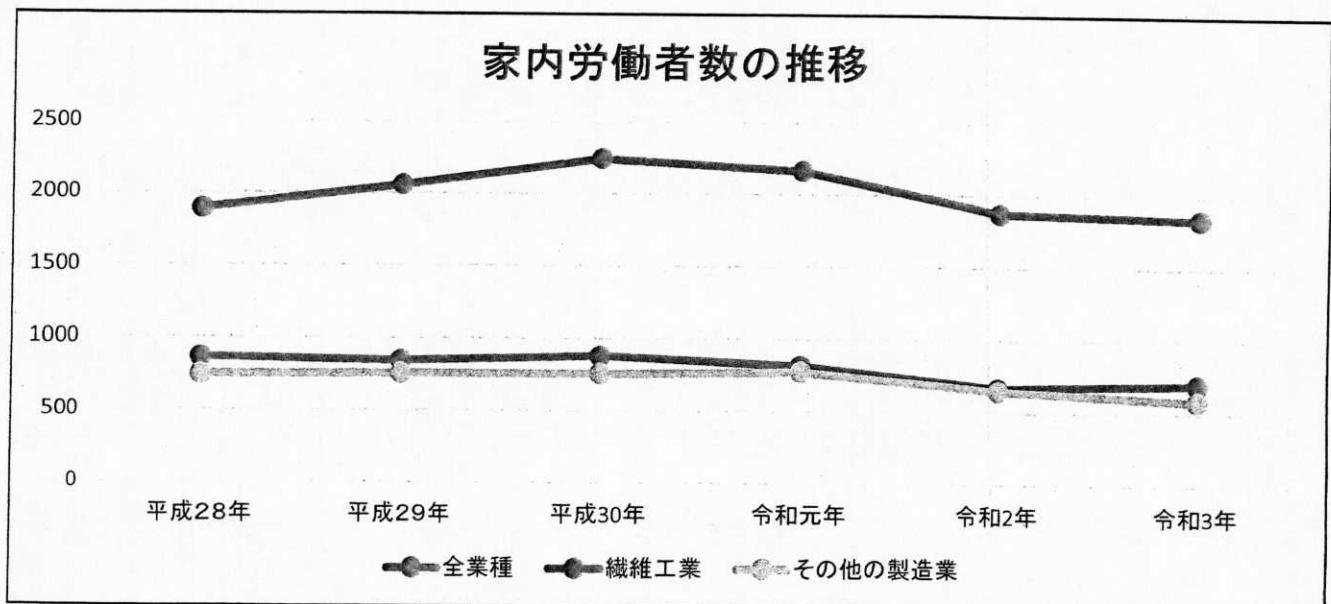
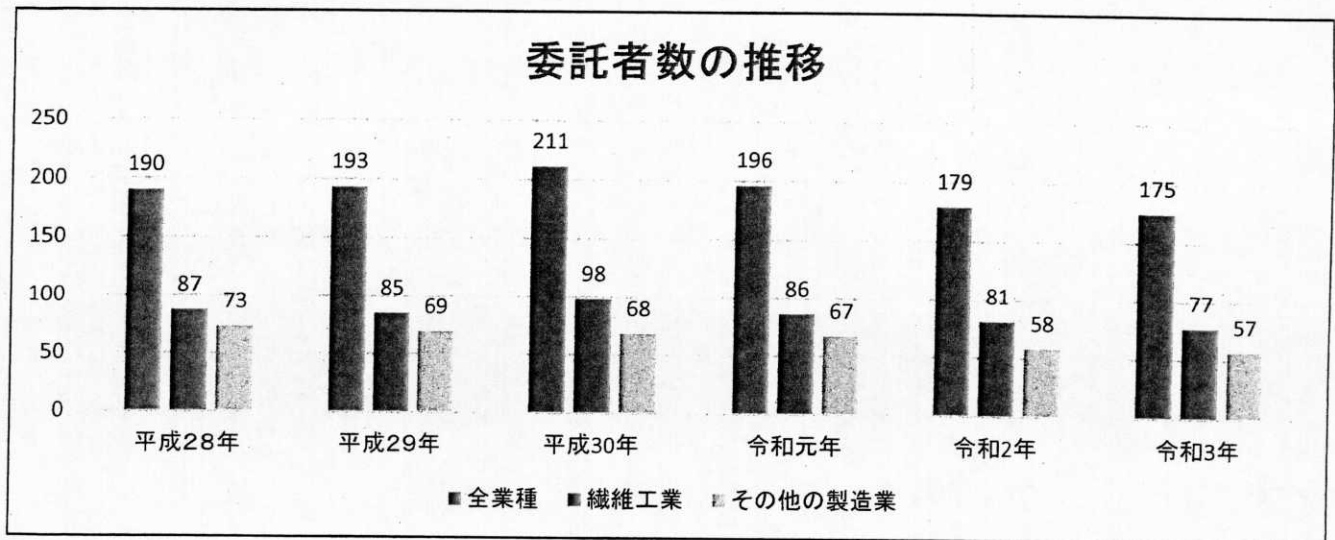
（資料出所：令和3年度家内労働概況調査）

福井県における委託者及び家内労働者の推移

各年10月1日現在(単位:人)

業種		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全業種	委託者	190	193	211	196	179	175
	家内労働者	1,889	2,056	2,244	2,163	1,872	1,841
繊維工業 (E11)	委託者	87	85	98	86	81	77
	家内労働者	861	839	875	809	665	701
その他の製造業 (E18, 32)	委託者	73	69	68	67	58	57
	家内労働者	743	751	753	770	647	587

(資料出所:福井労働局家内労働概況調査)



20

年度別最低工賃改定状況

福井労働局

		婦人服製造業	スポーツ服製造業	下着製造業	眼鏡製造業
昭和	62年度			改正	
	63年度	改正	改正		
平成	元年度				改正 (発効日 元. 3. 1)
	3年度			改正	
	4年度	改正	改正		改正 (発効日 5. 3. 1)
	6年度	改正			改正 (発効日 7. 3. 1)
	8年度	改正	改正		
	9年度			改正	改正 (発効日 10. 3. 1)
	11年度	改正	改正		
	12年度			改正	改正 (発効日 13. 3. 1)
	※13年度以前は、改正があった年度のみ記載				
	14年度	改正 (発効日 15. 3. 1)			審議対象外
	15年度	審議対象外			審議対象外
	16年度	審議対象外			改正 (発効日 17. 1. 1)
	17年度	改正(諮問)見送り：次年度再検討			審議対象外
	18年度	改正(諮問)見送り：諮問見送りのため2年後の必要性審議実施を議決			審議対象外
	19年度	審議対象外			改正 (発効日 20. 5. 1)
	20年度	改正(諮問)見送り：2回連続諮問見送りのため翌年の必要性審議実施を議決			審議対象外
	21年度	改正 (発効日 22. 6. 1)			審議対象外
	22年度	審議対象外			改正 (発効日 23. 5. 1)
	23年度	審議対象外			審議対象外
	24年度	改正(諮問)見送り：諮問見送りのため2年後の必要性審議実施を議決			審議対象外
	25年度	審議対象外			改正(諮問)見送り
	26年度	改正 (発効日 27. 6. 18)			審議対象外
	27年度	審議対象外			改正 (発効日 28. 5. 22)
	28年度	審議対象外			審議対象外
	29年度	改正(諮問)見送り：諮問見送りのため2年後の必要性審議実施を議決			審議対象外
	30年度	審議対象外			改正 (発効日 31. 4. 30)
令和	元年度	審議延長			審議対象外
	2年度	改正(諮問)見送り：諮問見送りのため翌年に必要性審議実施を議決			審議対象外
	3年度	審議			審議

福井県衣服製造業最低賃金改定状況

- 1 適用する業内労働者
福井県の区域内で婦人服・スポーツ服・下着製造業に係る縫製又はほとめの業務に従事する業内労働者
- 2 適用する委託者
前号の業内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の業内労働者に係る最低賃額

業種	品目	工程	単位	62年	63年	3年	4年	6年	8年	9年	11年	12年	15年	22年	27年
婦人服製造業	又 は ス リ ッ プ ク ラ ツ ト ※1	ボタン付け (4つ穴で縦書きに限る)	個	—	5円	—	6円	7円	9円	—	—	—	—	—	—
		ボタン付け (組書きに限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		糸ループ付け (糸ループの長さが5cmのものに限る)	ヶ所	—	7円	—	—	15円	18円	—	10円	—	10円	11円	11円
		糸ループ付け (手編みに限る)	枚	—	—	—	—	20円	23円	—	19円	—	19円	20円	21円
		かきホック付け	組	—	13円	—	—	20円	23円	—	25円	—	25円	28円	29円
		スナップ付け	組	—	10円	—	—	15円	—	—	20円	—	20円	21円	22円
		糸くず取り (糸切り)	枚	—	10円	—	—	15円	16円	—	16円	—	16円	17円	18円
		糸くず取り (糸切り)	枚	—	—	—	—	7円	—	—	—	—	—	—	—
		×印しつけ止め	ヶ所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		×印しつけ止め	ヶ所	—	10円	—	—	15円	17円	—	—	—	5円	6円	6円
スポーツ服製造業	その他	肩パット付け (婦人服)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		肩パット付け (ブラウス又はワンピース)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		肩パット付け (ブラウス又はワンピースの裾書きに限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ネーム付け	枚	—	5円	—	—	65円	70円	—	18円	—	—	—	—
		オープンファスナー付け (ステッチ入れを含む)	枚	—	51円	—	—	—	—	—	10円	—	—	—	—
		オープンファスナー付け (ステッチ入れを含む)	枚	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		止めファスナー付け (ステッチ入れ、前立て付けを含む)	枚	—	36円	—	—	40円	45円	—	74円	—	74円	78円	80円
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	32円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下着製造業	スリッパ	ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	9円	—	—	12円	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下着製造業	スリッパ	ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下着製造業	スリッパ	ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
下着製造業	スリッパ	ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		ボケット作り (片玉ボケット (ファスナー付けは含まない)に限る)	個	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 1 : 8年以前はスカートのみ

* 2 : 1平方cmに糸が複数ある場合も1ヶ所と数える

空欄は、当該工賃の定めがないことを示す。一欄は、額改正の準備が行われていないことを示す。有効年により整理している。

福井県衣服製造業最低工賃の改正の推移及び引上率（平成11年度以降）

業種	品目	工程	単位	1 1 年		1 2 年		1 5 年		2 2 年		2 7 年	
				工賃単価	引上率 (%)	工賃単価	引上率 (%)	工賃単価	引上率 (%)	工賃単価	引上率 (%)	工賃単価	引上率 (%)
婦人服製造業	スラックス ジャケット シャツ ワンピース	ボタン付け（裾巻みに限る）【平成11年より規格変更】	個	10円（新設）	—	—	—	10円	0.0	11円	10.0	11円	0.0
		糸ループ付け（手編みに限る）	枚	19円	5.5	—	—	19円	0.0	20円	5.3	21円	5.0
		かぎホック付け	組	25円	8.7	—	—	25円	0.0	28円	12.0	29円	3.6
		スナップ付け	組	20円	33.3	—	—	20円	0.0	21円	5.0	22円	4.5
		糸くず取り（糸切り）	枚	16円	0.0	—	—	16円	0.0	17円	6.3	18円	5.9
		×印しつけ止め【平成15年より新設】	着					5円	—	6円	20.0	6円	0.0
スポーツ服製造業	トレーニング シャツ トレーニング パンツ	オープンファスナー付け 【平成22年より「ステッチ入れを含む」が追加される】	枚	74円	5.7	—	—	74円	0.0	78円	5.4	80円	2.6
		糸くず取り（糸切り）	枚	11円	10.0	—	—	12円	9.1	13円	8.3	13円	0
		ファスナー付け	枚	46円	7.0	—	—	46円	0.0	48円	4.3	50円	4.2
		糸くず取り（糸切り）	枚	9円	0.0	—	—	10円	11.1	11円	10.0	11円	0
		縫ひも通し【平成22年より規格変更】	個	4円（新設）	0.0	—	—	5円	25.0				
		カットワーク（上下2ヶ所以上カットワークするもの）	枚	16円 （改定なし）	0.0	17円	6.3	18円	5.9	20円	11.1	21円	5.0
下着製造業	スリップ	カットワーク（上下2ヶ所以上カットワークするもので、カットワークの長さが280mm以上のもの）	枚	20円 （改定なし）	0.0	21円	5.0	22円	4.8				
		糸くず取り（18ヶ所以上のもの）*1 【平成12年より規格変更】	枚			12円	—	12円	0.0	13円	8.3	13円	0.0
		糸くず取り（11ヶ所以上のもの）*1 【平成12年より規格変更】	枚			8円	—	8円	0.0	9円	12.5	9円	0.0
		糸くず取り（9ヶ所以上のもの）*1 【平成12年より規格変更】	枚			7円	—	7円	0.0	8円	14.3	8円	0.0
				632円	4.8	637円	3.4	642円	0.8	683円	6.4	732円	7.2
福井県最低賃金（時間額）													

*1：1平方cmに糸が複数ある場合も1ヶ所と数える

一覧表欄の—は改定がないもの。

一覧表欄の斜線は上記工程の設定自体がないもの。

福井県眼鏡製造業最低工賃の改正の推移及び引上率(平成9年度以降)

年 度	平成9年度	平成12年度	平成16年度	平成20年度	平成22年度	平成25年度	平成27年度	平成30年度
発効年月日	10. 3. 1	13. 3. 1	17. 1. 1	20. 5. 1	23. 5. 1	—	28. 5. 22	31. 4. 30
適用委託者(所)	225	94	51	45	※注1 24/48	22/53	21/50	13/40
適用家内労働者(人)	1,352	614	432	280	※注2 集計なく不明	170/261	117/276	96/248
工程・部品	1カ所に つき単 価(円)	1カ所に つき単 価(円)	1カ所に つき単 価(円)	1カ所に つき単 価(円)	1カ所 につき 単価 (円)	1カ所 につき 単価 (円)	1カ所 につき 単価 (円)	1カ所 につき 単価 (円)
	※注3 引上率 (%)	引上率 (%)	引上率 (%)	引上率 (%)	引上率 (%)	引上率 (%)	引上率 (%)	引上率 (%)
ねじ込み(金枠)	3 20.0	3 0.0	3 0.0	3 0.0	ねじ込み 金枠 (洋白を 除く)	丁番 丁番を 除く	座金の組込作業を 含むものに限る	
ろう 付け (洋白)	11 10.0	12 9.1	13 8.3	13 0.0	3.5	—	5 42.9	5 0.0
プレスバー(わたり)とリム	9 8.0	9 0.0	9 0.0	10 11.1	3	—	4 33.3	4 0.0
ち(智)とリム	10 9.1	10 0.0	10 0.0	11 10.0	13 0.0	改正なし	14 7.7	15 7.1
よろい(ちよろい)とリム	12 6.7	12 0.0	13 8.3	13 0.0	10 0.0	改正なし	12 20.0	14 16.7
パッド足とリム	6 10.7	7 16.7	8 14.3	10 25.0	11 0.0	改正なし	12 9.1	13 8.3
丁番とテンブル	8 6.7	9 12.5	9 0.0	10 11.1	13 0.0	改正なし	14 7.7	15 7.1
ろう付け(チャタン)					ろう付け (チャタン)		12 20.0	13 8.3
粗磨きの業務 (自動機械によるものを除く)					粗磨き チャタンのテンブル		12 20.0	13 8.3
福井県最低賃金(時間額)	616 6.8	637 3.4	643 0.9	670 4.2	684 2.1	(701) (2.5)	754 10.2	803 6.5

※注1 工賃実態調査における委託者数。 最低工賃の適用所数/眼鏡委託者の全所数

2 工賃実態調査における家内労働者数。最低工賃の適用人数/眼鏡家内労働者の全人数

3 引上率は前回の改正年度と比較した場合の上昇割合

福井県衣服製造業最低工賃が改正されました

効力発生の日 **平成27年6月18日**



- I** 適用される家内労働者、及び委託者の範囲
 福井県の区域内で婦人服製造業、スポーツ服製造業又は下着製造業に係る業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者
- II** 最低工賃額 次に掲げる品目及び工程区分に応じ金額欄に掲げる金額

1 婦人服製造業

品目	工程	規格	金額
スカート 又は スラックス	糸くず取り		1枚につき 18円
	かぎホック付け		1組につき 29円
	糸ループ付け	手編みに限る	1枚につき 21円
	スナップ付け		1組につき 22円
	ボタン付け	根巻きに限る	1個につき 11円
	×印しつけ止め		1か所につき 6円

2 スポーツ服製造業

品目	工程	規格	金額
トレーニング シャツ	糸くず取り		1枚につき 13円
	オープンファスナー 付け	ステッチ入れを含む	1枚につき 80円
トレーニング パンツ	糸くず取り		1枚につき 11円
	腰ひも通し	両端結びを含む	1枚につき 7円
	ファスナー付け		1枚につき 50円

3 下着製造業

品目	工程	規格	金額
スリッパ	カットワーク	上下2か所以上カット ワークするもの	1枚につき 21円
	糸くず取り	18か所以上のも (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 13円
スリーマー	糸くず取り	11か所以上のも (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 9円
ショーツ	糸くず取り	9か所以上のも (1cm四方内に糸が複数ある 場合も1か所と数える。)	1枚につき 8円

お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署 武生労働基準監督署 敦賀労働基準監督署 大野労働基準監督署
 ☎: 0776 (54) 7722 ☎: 0778 (23) 1440 ☎: 0770 (22) 0745 ☎: 0779 (66) 3838

福井県眼鏡製造業最低工賃改正のお知らせ

効力発生の日 平成31年4月30日

1 適用される家内労働者、委託者の範囲

福井県内で眼鏡製造業に係るねじ込み、ろう付け、粗磨きの業務に従事する家内労働者及びこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

(1) ねじ込み（座金の組込み作業を含むものに限る）の工程

部 位	材 質	金 額
丁番	金枠	1 か所につき 5 円
丁番を除く	(洋白を除く)	1 か所につき 4 円

(2) ろう付けの工程

部 位	材 質	金 額
ブリッジ（山）とリム	洋 白	1 か所につき 1 5 円
ブレースバー（わたり）とリム		1 か所につき 1 4 円
ち（智）とリム		1 か所につき 1 3 円
よろいち（よろい智）とリム		1 か所につき 1 5 円
パッド足とリム		1 か所につき 1 3 円
丁番とテンプル		1 か所につき 1 3 円
	チタン	1 か所につき 2 0 円

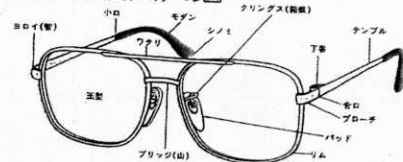
(3) 粗磨き（自動機械によるものを除く）の工程

部 位	材 質	金 額
テンプル	チタン	1 本につき 1 0 円

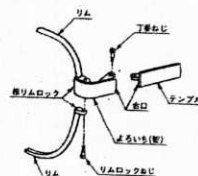
最低工賃制度とは？

最低工賃制度とは、家内労働法に基づき、委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならないとする制度です。

金枠（かなわく）の図



よろい智（ち）の図



お問い合わせは

福井労働局 賃金室 ☎0776(22)2691

または

福井労働基準監督署

☎0776(54)7722

敦賀労働基準監督署

☎0770(22)0745

武生労働基準監督署

☎0778(23)1440

大野労働基準監督署

☎0779(66)3838

福井県最低賃金の推移

単位(円)、(%)

	時間額(円)	引上げ額(円)	引上げ率(%)	発効年月日
平成19年	659	10	1.54	19.10.19
平成20年	670	11	1.67	20.10.22
平成21年	671	1	0.15	21.10.1
平成22年	683	12	1.79	22.10.21
平成23年	684	1	0.15	23.10.1
平成24年	690	6	0.88	24.10.6
平成25年	701	11	1.59	25.10.13
平成26年	716	15	2.14	26.10.4
平成27年	732	16	2.23	27.10.1
平成28年	754	22	3.01	28.10.1
平成29年	778	24	3.18	29.10.1
平成30年	803	25	3.21	30.10.1
令和 元年	829	26	3.24	01.10.4
令和 2年	830	1	0.12	02.10.2
令和 3年	858	28	3.37	03.10.1

